令和８年第６回下呂市議会定例会

提　出　議　案　目　録

議第１０３号	令和８年度下呂市一般会計補正予算（第９号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議第１０４号	令和８年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第３号）・・・	別冊
議第１０５号	令和８年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第３号）・	別冊
議第１０６号	令和８年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３号）・・・・・・・	別冊
議第１０７号	令和８年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第３号）・	別冊
議第１０８号	令和８年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議第１０９号	損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議第１１０号	下呂市立みなみこども園及び下呂市立きたこども園の指定管理者の指定について・	4
議第１１１号	下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議第１１２号	下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について・・・・・・・・・	6
議第１１３号	下呂市ハラスメント防止等に関する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議第１１４号	下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について・・	15
議第１１５号	下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
議第１１６号	下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・	57
議第１１７号	下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について・・	60
議第１１８号	下呂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について・・・・・・・	64
議第１１９号	令和８年度下呂市一般会計補正予算（第 10 号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議第１２０号	令和８年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第４号）・・・	別冊
議第１２１号	令和８年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第４号）・	別冊
議第１２２号	令和８年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第４号）・・・・・・・	別冊
議第１２３号	令和８年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第４号）・	別冊
議第１２４号	令和８年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議第１２５号	令和８年度下呂市下水道事業会計補正予算（第１号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議第１２６号	令和８年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第４号）・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議第１２７号	令和８年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊

議第109号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定める。

<table>
<tr><td colspan="3">1．損害賠償の理由</td><td>平成13年に夜間勤務が開始されて以降、当該業務に従事した職員に対して支払うべき夜間勤務手当が未払いとなっていた。このため関係職員23名との示談により、市は令和６年度から平成28年度までの間の未払手当32,589,186円を賠償する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">2．損害賠償額（市の過失割合）</td><td>32,589,186円（100分の100）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">内訳</td><td>保険金</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>一般財源</td><td>32,589,186円</td></tr>
<tr><td colspan="3">3．損害賠償の相手方</td><td>[redacted]
[redacted]外22名（詳細は別紙）</td></tr>
</table>

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第13号の規定により議会の議決を求めるもの。

和解の相手方一覧

No.	氏名	住所	損害賠償の額
1	[redacted]	[redacted]	2,043,664 円
2	[redacted]	[redacted]	671,384 円
3	[redacted]	[redacted]	1,832,901 円
4	[redacted]	[redacted]	837,256 円
5	[redacted]	[redacted]	2,186,401 円
6	[redacted]	[redacted]	1,360,289 円
7	[redacted]	[redacted]	81,613 円
8	[redacted]	[redacted]	2,719,675 円
9	[redacted]	[redacted]	2,028,292 円
10	[redacted]	[redacted]	2,531,123 円
11	[redacted]	[redacted]	2,589,944 円
12	[redacted]	[redacted]	1,815,604 円
13	[redacted]	[redacted]	2,181,935 円
14	[redacted]	[redacted]	1,682,072 円
15	[redacted]	[redacted]	2,573,298 円
16	[redacted]	[redacted]	1,612,240 円
17	[redacted]	[redacted]	1,308,104 円
18	[redacted]	[redacted]	529,893 円
19	[redacted]	[redacted]	572,236 円
20	[redacted]	[redacted]	534,191 円
21	[redacted]	[redacted]	364,203 円
22	[redacted]	[redacted]	385,518 円
23	[redacted]	[redacted]	147,350 円
			32,589,186 円

議第 110 号

下呂市立みなみこども園及び下呂市立きたこども園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

１　施設の名称　　下呂市立みなみこども園
　　下呂市立きたこども園

２　指定管理者となる団体の名称　　下呂市萩原町萩原 600 番地１
　　特定非営利活動法人　サン・はぎわら
　　理事長　青木　幸美

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年）

令和８年 11 月 27 日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 111 号

下呂市立かなやまこども園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

１　施設の名称　　下呂市立かなやまこども園

２　指定管理者となる団体の名称　　下呂市金山町金山 2301 番地３
特定非営利活動法人　ふるさと金山
理事長　星屋　昌弘

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年）

令和８年 11 月 27 日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第 112 号

下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

１　施設の名称　　下呂市複合型子ども・子育て支援拠点施設

２　指定管理者となる団体の名称　　下呂市萩原町萩原 600 番地１
特定非営利活動法人　サン・はぎわら
理事長　青木　幸美

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年）

令和８年 11 月 27 日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第６項の規定により議会の議決を求めるもの。

議第113号

下呂市ハラスメント防止等に関する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

市長等、職員及び議員間における、全てのハラスメントを防止・排除し、良好な職場環境と勤務環境を確立するため、当該条例を制定するもの。

下呂市ハラスメント防止等に関する条例

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　市長等及び職員（第５条－第12条）
第３章　議員（第13条－第18条）
第４章　雑則（第19条－第21条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市長等、職員及び議員がハラスメントに対する深い認識を持ち、互いの人格を尊重することの重要性を理解するため、ハラスメントの防止及び排除に関し必要な事項を定めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応を定めることにより、すべての者が快適に働くことができる職場環境及び勤務環境を確立することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市長等　市長、副市長及び教育長並びに下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）に規定する特別職の職員をいう。

（２）　職員　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。

（３）　議員　本市議会の議員をいう。

（４）　ハラスメント　次号から第７号までに掲げるもののほか、誹謗、中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって相手方の人格若しくは尊厳又は職場環境及び勤務環境を害するものをいう。

（５）　パワー・ハラスメント　パワー・ハラスメントの防止等（令和２年人事院規則10-16）第２条に規定する職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の職場環境及び勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（６） セクシュアル・ハラスメント　セクシュアル・ハラスメントの防止等（平成10年人事院規則10-10）第２条第１号に規定する他の者を不快にさせる職場又は職場外における性的な言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の職場環境及び勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（７） 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント　他の者を不快にさせる職場又は職場外における妊娠、出産、育児又は介護に関する言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の職場環境及び勤務環境を害することとなるようなものをいう。

（８） 職場環境　市長等、職員及び議員が、日常的に職務を遂行し、又は活動を行う庁舎、議場その他の施設等の物理的な環境をいう。

（９） 勤務環境　職場環境のほか、出張先、視察先、職務に関連する行事その他場所の如何を問わず、市長等、職員及び議員が職務を遂行する上での人的関係、心理的状況、労働条件その他職務に関する一切の状況であって、市長等、職員及び議員が個人の尊厳を尊重され、精神的及び身体的に安心して職務を遂行できる環境をいう。

（適用範囲）

第３条　この条例は、市長等、職員及び議員の間におけるハラスメントについて適用する。

（ハラスメントの禁止）

第４条　市長等、職員及び議員は、いかなる場合においてもハラスメントを行ってはならない。

第２章　市長等及び職員

（市長等の責務）

第５条　市長等は、この条例の目的を達成するため、職員に対しハラスメントの防止に関する周知啓発を行い、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して職員の職場環境及び勤務環境が害され、又は職員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　市長等は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮又は良好な職場環境及び勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、個人の人格を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（管理監督者の責務）

第６条　職員のうち所属する部署の職員を管理又は監督する立場にある職員（以下次項において「管理監督者」という。）は、職員の育成及び能力開発が責務であることに留意するとともに、職場におけるハラスメントの防止に努めなければならない。

２　管理監督者は、ハラスメントに起因する問題が生じ、又は職員に不利益が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（職員の責務）

第７条　職員は、他の職員を職務遂行上の対等なパートナーとして認め、互いの人権を尊重しなければならない。

（相談等の申出）

第８条　ハラスメントを受けた職員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員は、ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

（ハラスメント相談員設置）

第９条　市長は、前条に規定するハラスメントに関する申出に対する事実確認等の調査、事案の処理及び解決をさせるため、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

（ハラスメント処理委員会の設置）

第10条　市長は、前条に規定する相談員では対応が困難な申出について、当事者から直接事実確認等を行い、事案の適切な処理及び解決について審議するため、ハラスメント処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（対応措置）

第11条　公正な事実確認等の調査によりハラスメントの事実が確認されたときは、関係法令に基づき適切に対応するとともに、次の各号に掲げる者に対して、それぞれ当該各号に定める処分を行うことができる。

（１）　市長等　公表

（２）　職員　懲戒処分等

（職務代行）

第12条　市長がハラスメントの当事者であると確認されたときは、副市長が本条例に規定する市長の職務を代理する。

第３章　議員

（議長及び議員の責務）

第13条　議長は、この条例の目的を達成するため、議員に係るハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに対応する相談、調査、審議等に関する体制を整備し、ハラスメントに起因して議員の職場環境及び勤務環境が害され、又は議員に不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮又は良好な職場環境及び勤務環境の確保を阻害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、個人の人格を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

（相談等の申出）

第14条　ハラスメントを受けた議員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した議員は、ハラスメントの相談及び苦情を申し出ることができる。

（議員の申出窓口の設置）

第15条　議長は、議員からのハラスメントに関する申出に対応するため、議会事務局にハラスメントの申出窓口を設置する。

２　申出窓口は、前条に規定する申出を受けたときは、当該申出に対する事実確認等の調査を行うものとする。

（審査会への諮問）

第16条　議長は、前条に規定する申出が下呂市議会議員政治倫理条例（令和８年下呂市条例第〇号）第５条第１項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、同条例第９条に規定する下呂市議会政治倫理審査会に対し、当該申出についての審査を諮問することができる。

（対応措置）

第17条　議長は、前条に規定する審査の結果、ハラスメントである旨の報告を受けたときは、同条例第14条に規定する措置を講じることができる。

（職務代行）

第18条　議長がハラスメントの当事者であると確認されたときは、副議長が本条例に規定する議長の職務を代理する。

第４章　雑則

（調査への協力等）

第19条　市長等、職員及び議員は、第９条に規定する相談員及び第15条に規定する申出窓口（以下次項において「相談員等」という。）又は第10条に規定する委員会及び第16条に規定する審査会（以下次項において「委員会等」という。）が行う調査に対して全面的に協力し、当事者間だけの問題とせず、良好な職場環境、勤務環境の保持に努めるものとする。

２　相談員等及び委員会等は、ハラスメントが市長等と議員又は職員と議員が当事者となるときは、相談員等において調査内容の共有を行うものとし、最終的な事案の処理及び解決については、加害者となる側の委員会等で行うものとする。

（プライバシーの保護及び不利益取扱いの禁止）

第20条　相談員等、委員会等の委員その他事案に関する業務に携わる議員及び職員は、ハラスメントの当事者、当該ハラスメントに係る情報提供者等のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　市長等、議員及び職員は、ハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

（委任）

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市ハラスメント防止等に関する条例要綱

１．制定理由

市長等、職員及び議員間における、全てのハラスメントを防止・排除し、良好な職場環境と勤務環境を確立するため、当該条例を制定するものです。

２．概要

（１） この条例を制定する目的を規定しています。

（第１条関係）

（２） この条例に使用する用語の定義を規定しています。

〇市長等には、市長、副市長、教育長のほか、『非常勤の特別職』も含みます。

〇ハラスメントには、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのほか、『相手方の人格若しくは尊厳又は職場環境及び勤務環境を害するもの』すべての行為を含みます。

〇勤務環境には、市役所内だけでなく、出張先などの職場以外での全ての環境も含みます。

（第２条関係）

（３） この条例は、市長等・職員・議員間におけるハラスメントに適用します。

（第３条関係）

（４） 市長等・職員・議員は、いかなるハラスメントを行うことを禁止します。

（第４条関係）

（５） 市長等・管理職の職員・職員の責務について規定しています。

（第５条、第６条、第７条関係）

（６） ハラスメントを受けたり、目撃したり、聞いたりした職員は申出することができ、その申出について調査し対応するため、ハラスメント相談員（以下「相談員」といいます。）・ハラスメント処理委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

（第８条、第９条、第 10 条関係）

（７） ハラスメントの事実が確認されたときの処分方法について規定しています。

（第 11 条関係）

（８） 市長がハラスメントの当事者となったときは、副市長が市長の職務を代理します。

（第 12 条関係）

（９） 議長・議員の責務について規定しています。

（第 13 条関係）

(10) ハラスメントを受けたり、目撃したり、聞いたりした議員は申出することができ、その申し出について調査するため、ハラスメントの申出窓口を設置します。

（第 14 条、第 15 条関係）

(11) 議長は、調査の結果が政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、下呂市議会政治倫理審査会に対し、当該申出についての審査を諮問することができ、下呂市議会議員政治倫理条例に規定する措置を講じることができます。

（第 16 条、第 17 条関係）

(12) 議長がハラスメントの当事者となったときは、副議長が議長の職務を代理します。

（第 18 条関係）

(13) 市長等、職員及び議員は、相談員等及び委員会等が行う調査には全面的に協力するものとし、市長等と議員又は職員と議員が当事者となるときは、加害者側の委員会又は審査会で最終的な処理・解決を行います。

（第 19 条関係）

(14) 関係者は、職務上知り得た情報は漏らしてはいけません。また、市長等、職員及び議員は、申出者等に対し、不利益な取り扱いはしてはいけないものとします。

（第 20 条関係）

(15) この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

（第 21 条関係）

(16) この条例は、令和９年４月１日から施行します。

（附則関係）

議第 114 号

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年 11 月 27 日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

令和８年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（初任給調整手当） 第13条の３　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （１）　医療職給料表(１)の適用を受ける職員の職（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの　月額418,600円 （２）　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの　月額52,600円 （３）　（略） ２・３　（略）	（初任給調整手当） 第13条の３　次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第３号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から５年以内の期間、採用の日（第１号及び第２号に掲げる職に係るものにあっては、採用後規則で定める期間を経過した日）から１年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （１）　医療職給料表(１)の適用を受ける職員の職（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である職）のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの　月額417,600円 （２）　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの　月額52,100円 （３）　（略） ２・３　（略）

改　正　後	改　正　前
（宿日直手当） 第23条　宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務１回につき5,000円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては24,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては8,000円）を超えない範囲内において別に規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、その額は、7,500円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては36,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては12,000円）を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ２　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して25,000円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 ３　（略）	（宿日直手当） 第23条　宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務１回につき4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては22,500円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,700円）を超えない範囲内において別に規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、その額は、7,050円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては33,750円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては11,550円）を超えない範囲内において規則で定める額とする。 ２　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して23,500円を超えない範囲内において規則で定める月額の宿日直手当を支給する。 ３　（略）
（期末手当） 第23条の４　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75（行政職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が６	（期末手当） 第23条の４　（略） ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で

改　正　後	改　正　前
級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の７第２項において「特定管理職員」という。）にあっては、６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	その職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の７第２項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
４・５　（略）	４・５　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第23条の７　（略）	第23条の７　（略）
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間

改　正　後	改　正　前
勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）、12月に支給する場合には100分の108.75（特定管理職員にあっては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額	勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）、12月に支給する場合には100分の53.75（特定管理職員にあっては、100分の63.75）を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額
３～５　（略）	３～５　（略）

改　正　後

別表第１（第３条関係）

給料表

ア　行政職給料表（１）

職員の区分	職務の級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900

改　正　前

別表第１（第３条関係）

給料表

ア　行政職給料表（１）

職員の区分	職務の級 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200

改正後							
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800	
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100	
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400	
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600	
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900	
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100	
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400	
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600	
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900	
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200	
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500	
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700	
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000	
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300	
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500	
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700	
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000	
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300	
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500	
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700	
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000	
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300	
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500	
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700	
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000	
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300	
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500	
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700	
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400		
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700		
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900		
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100		
78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400		
79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700		
80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900		
81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100		
82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400		

改正前							
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		

改正後									改正前								
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	275,500	315,300	366,500						86	266,200	305,800	355,700				
	87	275,800	315,600	366,900						87	266,500	306,100	356,100				
	88	276,100	315,900	367,300						88	266,800	306,400	356,500				
	89	276,400	316,200	367,500						89	267,100	306,700	356,700				
	90	276,700	316,500	367,900						90	267,400	307,000	357,100				
	91	277,000	316,800	368,300						91	267,700	307,300	357,500				
	92	277,300	317,100	368,700						92	268,000	307,600	357,900				
	93	277,600	317,300	368,900						93	268,300	307,800	358,100				
	94		317,500	369,200						94		308,000	358,400				
	95		317,800	369,600						95		308,300	358,800				
	96		318,200	369,900						96		308,700	359,100				
	97		318,400	370,200						97		308,900	359,400				
	98		318,700	370,600						98		309,200	359,800				
	99		319,000	371,000						99		309,500	360,200				
	100		319,400	371,400						100		309,900	360,600				
	101		319,600	371,900						101		310,100	361,100				
	102		319,900	372,300						102		310,400	361,500				
	103		320,200	372,700						103		310,700	361,900				
	104		320,500	373,100						104		311,000	362,300				
	105		320,700	373,600						105		311,200	362,800				
	106		321,000	374,000						106		311,500	363,200				
	107		321,300	374,300						107		311,800	363,500				
	108		321,600	374,600						108		312,100	363,800				
	109		321,800	375,000						109		312,300	364,200				
	110		322,100							110		312,600					
	111		322,500							111		313,000					
	112		322,800							112		313,300					
	113		323,000							113		313,500					
	114		323,200							114		313,700					
	115		323,500							115		314,000					
	116		323,900							116		314,400					
	117		324,100							117		314,600					
	118		324,300							118		314,800					
	119		324,600							119		315,100					
	120		324,900							120		315,400					
	121		325,200							121		315,700					
	122		325,400							122		315,900					
	123		325,700							123		316,200					
	124		326,000							124		316,500					
	125		326,300							125		316,800					
定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400			200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

改正後								
用短時間勤務職員								

給料表

イ　医療職給料表(１)

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		
	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		

改正前								
用短時間勤務職員								

給料表

イ　医療職給料表(１)

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		

改正後				改正前			
34	412,000	484,700	544,500	34	398,200	469,100	527,800
35	413,600	486,000	545,800	35	399,800	470,400	529,100
36	415,100	487,400	547,100	36	401,100	471,800	530,400
37	416,600	488,800	548,100	37	402,500	473,200	531,400
38	418,000	490,400	549,400	38	403,900	474,900	532,700
39	419,400	492,000	550,700	39	405,300	476,500	534,000
40	420,800	493,500	552,000	40	406,700	478,000	535,300
41	422,300	495,100	553,000	41	408,200	479,600	536,300
42	423,100	496,300	553,800	42	408,900	480,800	537,100
43	423,800	497,300	554,600	43	409,500	481,900	537,900
44	424,500	498,300	555,400	44	410,100	483,000	538,700
45	425,300	499,100	556,300	45	410,900	484,000	539,600
46	425,900	500,000	557,100	46	411,500	484,900	540,400
47	426,500	500,900	557,900	47	412,100	485,800	541,200
48	427,000	501,700	558,600	48	412,600	486,600	541,900
49	427,500	502,400	559,400	49	413,100	487,300	542,700
50	427,900	503,100	560,200	50	413,500	488,000	543,500
51	428,400	503,800	560,900	51	414,000	488,700	544,200
52	428,800	504,400	561,800	52	414,400	489,300	545,100
53	429,200	505,000	562,700	53	414,800	489,900	546,000
54	429,500	505,700	563,500	54	415,100	490,600	546,800
55	429,800	506,300	564,400	55	415,400	491,200	547,700
56	430,200	506,900	565,300	56	415,800	491,800	548,600
57	430,500	507,200	566,100	57	416,100	492,100	549,400
58	430,800	507,800	566,900	58	416,500	492,700	550,200
59	431,100	508,400	567,700	59	416,800	493,300	551,000
60	431,400	509,100	568,400	60	417,200	494,000	551,700
61	431,800	509,500	569,200	61	417,600	494,400	552,500
62	432,100	510,100	570,100	62	417,900	495,000	553,400
63	432,400	510,800	571,000	63	418,200	495,700	554,300
64	432,700	511,500	571,900	64	418,500	496,400	555,200
65	433,000	511,900	572,700	65	418,800	496,800	556,000
66		512,500	573,600	66		497,400	556,900
67		513,100	574,500	67		498,000	557,800
68		513,600	575,400	68		498,500	558,700
69		514,100	576,200	69		499,000	559,500
70		514,600	577,100	70		499,500	560,400
71		515,100	578,000	71		500,000	561,300
72		515,600	578,900	72		500,500	562,200
73		516,000	579,700	73		500,900	563,000
74		516,500		74		501,400	
75		516,900		75		501,800	
76		517,300		76		502,200	
77		517,800		77		502,700	
78		518,400		78		503,300	

改正後						
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		339,500	386,200	446,500	528,200	636,200

改正前						
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考　（略）

給料表

ウ　医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600

備考　（略）

給料表

ウ　医療職給料表（２）

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500

改正後						改正前					
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800

改正後							改正前						
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
	78	274,300	310,800	348,600	370,700			78	265,000	301,000	338,100	359,700	
	79	274,600	311,000	349,000	370,900			79	265,300	301,200	338,500	359,900	
	80	274,800	311,300	349,500	371,200			80	265,500	301,500	339,000	360,200	
	81	275,000	311,600	350,000	371,700			81	265,700	301,800	339,500	360,700	
	82	275,300	311,800	350,300	372,000			82	266,000	302,000	339,800	361,000	
	83	275,600	312,100	350,500	372,300			83	266,300	302,300	340,000	361,300	
	84	275,800	312,400	350,800	372,600			84	266,500	302,600	340,300	361,600	
	85	276,000	312,600	351,200	373,000			85	266,700	302,800	340,700	362,000	
	86		312,800	351,600	373,300			86		303,000	341,100	362,300	
	87		313,000	351,900	373,600			87		303,200	341,400	362,600	
	88		313,200	352,200	373,900			88		303,400	341,700	362,900	
	89		313,600	352,500	374,300			89		303,800	342,000	363,300	
	90		313,800	352,700	374,600			90		304,000	342,200	363,600	
	91		314,000	353,100	374,800			91		304,200	342,600	363,800	
	92		314,200	353,400	375,100			92		304,400	342,900	364,100	
	93		314,600	353,600	375,400			93		304,800	343,100	364,400	
	94		314,800	353,900	375,800			94		305,000	343,400	364,800	
	95		315,000	354,200	376,200			95		305,200	343,700	365,200	
	96		315,300	354,400	376,600			96		305,500	343,900	365,600	
	97		315,600	354,600	377,100			97		305,800	344,100	366,100	
	98		315,800	354,900	377,500			98		306,000	344,400	366,500	
	99		316,000	355,200	377,900			99		306,200	344,700	366,900	
	100		316,300	355,400	378,300			100		306,500	344,900	367,300	
	101		316,600	355,600	378,800			101		306,800	345,100	367,800	
	102		316,800	355,800				102		307,000	345,300		
	103		317,000	356,200				103		307,200	345,700		
	104		317,300	356,400				104		307,500	345,900		
	105		317,600	356,600				105		307,800	346,100		
	106			356,900				106			346,400		
	107			357,300				107			346,800		
	108			357,700				108			347,200		
	109			357,900				109			347,400		
定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100			201,300	227,900	257,300	271,300	297,800

改正後						
用短時間勤務職員						

備考　（略）

給料表

エ　医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500

改正前						
用短時間勤務職員						

備考　（略）

給料表

エ　医療職給料表（３）

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400

改正後						改正前					
33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400
50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200
53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200

改正後						改正前					
78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	306,200	333,100	371,800	391,500		86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	306,700	334,100	372,600	392,100		87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	307,200	335,100	373,400	392,600		88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	307,600	336,000	374,000	392,900		89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	308,100	337,000	374,600	393,400		90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	308,600	338,000	375,200	393,700		91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	309,100	339,000	375,800	394,000		92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	309,600	339,800	376,200	394,600		93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	309,900	340,500	376,600	395,100		94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	310,400	341,200	377,100	395,600		95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	310,900	341,800	377,500	396,100		96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	311,400	342,200	378,000	396,700		97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	311,900	342,500	378,400	397,200		98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	312,300	343,000	378,900	397,700		99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	312,700	343,600	379,300	398,100		100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	313,100	344,000	379,600	398,700		101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	313,500	344,500	380,100	399,200		102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	313,900	345,100	380,400	399,700		103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	314,200	345,600	380,700	400,200		104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	314,500	346,000	381,100	400,800		105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	314,900	346,500	381,600	401,200		106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	315,300	347,000	382,100	401,700		107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	315,600	347,500	382,600	402,200		108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	315,800	347,900	383,100	402,800		109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	316,100	348,200	383,600			110	306,500	337,800	372,400		
111	316,300	348,500	384,100			111	306,700	338,100	372,900		
112	316,600	348,800	384,500			112	307,000	338,400	373,300		
113	316,900	349,100	384,900			113	307,300	338,700	373,700		
114	317,100	349,500	385,300			114	307,500	339,100	374,100		
115	317,400	349,800	385,800			115	307,800	339,400	374,600		
116	317,600	350,100	386,300			116	308,000	339,700	375,100		
117	317,900	350,300	386,700			117	308,300	339,900	375,500		
118	318,100	350,600	387,200			118	308,500	340,200	376,000		
119	318,400	350,900	387,700			119	308,800	340,500	376,500		
120	318,700	351,100	388,200			120	309,100	340,700	377,000		
121	319,000	351,300	388,500			121	309,400	340,900	377,300		
122	319,300	351,600				122	309,700	341,200			

改正後			改正前		
123	319,600	351,900	123	310,000	341,500
124	319,900	352,200	124	310,300	341,800
125	320,100	352,400	125	310,500	342,000
126	320,300	352,700	126	310,700	342,300
127	320,600	353,000	127	311,000	342,600
128	321,000	353,200	128	311,400	342,800
129	321,200	353,400	129	311,600	343,000
130	321,500	353,600	130	311,900	343,200
131	321,800	353,900	131	312,200	343,500
132	322,200	354,100	132	312,600	343,700
133	322,400	354,400	133	312,800	344,000
134	322,700	354,800	134	313,100	344,400
135	323,000	355,200	135	313,400	344,800
136	323,300	355,600	136	313,700	345,200
137	323,500	355,900	137	313,900	345,500
138	323,800	356,300	138	314,200	345,900
139	324,100	356,700	139	314,500	346,300
140	324,400	357,100	140	314,800	346,700
141	324,600	357,400	141	315,000	347,000
142	324,900	357,800	142	315,300	347,400
143	325,300	358,100	143	315,700	347,700
144	325,600	358,500	144	316,000	348,100
145	325,800	358,800	145	316,200	348,400
146	326,000	359,200	146	316,400	348,800
147	326,300	359,600	147	316,700	349,200
148	326,600	360,000	148	317,000	349,600
149	326,800	360,300	149	317,200	349,900
150	327,000	360,700	150	317,400	350,300
151	327,300	361,100	151	317,700	350,700
152	327,600	361,500	152	318,000	351,100
153	328,000	361,800	153	318,400	351,400
154	328,200		154	318,600	
155	328,400		155	318,800	
156	328,700		156	319,100	
157	329,000		157	319,400	
158	329,300		158	319,700	
159	329,600		159	320,000	
160	329,900		160	320,300	
161	330,300		161	320,700	
162	330,600		162	321,000	
163	330,900		163	321,300	
164	331,200		164	321,600	
165	331,600		165	322,000	
166	331,900		166	322,300	
167	332,200		167	322,600	

改　正　後

	168	332,500				
	169	332,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000

備考　（略）

給料表

オ　福祉職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	222,800	278,000	310,200	337,000	379,500
	2	224,500	279,400	311,100	338,700	381,200
	3	226,100	280,700	311,900	340,300	382,800
	4	227,800	282,000	312,900	341,800	384,400
	5	229,300	283,400	313,800	343,200	386,000
	6	230,900	284,400	314,700	344,600	387,800
	7	232,500	285,400	315,600	345,900	389,300
	8	234,100	286,400	316,400	347,300	390,900
	9	235,700	287,300	317,200	348,700	392,200
	10	237,500	288,200	318,200	350,300	393,800
	11	239,300	289,200	319,400	351,800	395,400
	12	240,300	290,100	320,500	353,300	396,900
	13	241,200	291,200	321,700	354,800	398,800
	14	242,300	292,100	322,800	356,300	400,700
	15	243,500	293,000	324,000	357,900	402,600
	16	244,500	293,800	325,000	359,500	404,400
	17	245,500	294,300	326,100	361,000	405,900
	18	246,500	295,000	327,200	362,700	407,700
	19	247,400	295,800	328,300	364,200	409,400
	20	248,300	296,500	329,300	365,700	411,000
	21	249,300	297,400	330,300	367,200	412,700
	22	250,700	298,300	331,400	368,800	414,100
	23	252,000	299,200	332,400	370,300	415,500
	24	253,300	300,100	333,400	371,900	416,900
	25	254,600	301,100	334,400	373,400	418,300
	26	255,900	302,000	335,300	375,000	419,500
	27	257,200	302,800	336,300	376,500	420,700

改　正　前

	168	322,900				
	169	323,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100

備考　（略）

給料表

オ　福祉職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000

改正後						改正前					
28	258,400	303,700	337,400	377,900	421,700	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000
29	259,500	304,600	338,500	379,100	422,800	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100
30	260,400	305,400	339,500	380,600	424,000	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300
31	261,200	306,300	340,600	382,000	425,100	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400
32	262,000	307,100	341,700	383,500	426,200	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500
33	262,900	308,100	342,800	384,800	426,900	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200
34	263,700	309,100	343,900	386,300	427,600	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900
35	264,500	310,100	345,000	387,800	428,200	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500
36	265,300	311,000	346,000	389,300	428,900	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200
37	266,000	311,900	347,100	390,700	429,500	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800
38	266,600	312,800	348,100	392,100	430,100	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400
39	267,300	313,800	349,000	393,400	430,600	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900
40	268,000	314,700	350,000	394,800	431,000	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300
41	268,800	315,600	351,000	395,800	431,400	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700
42	269,400	316,500	351,900	396,900	431,600	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900
43	270,000	317,500	352,700	397,800	431,900	43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200
44	270,600	318,400	353,500	398,800	432,200	44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500
45	271,000	319,300	354,100	399,500	432,500	45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800
46	271,500	320,300	354,700	400,100	432,800	46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100
47	272,000	321,200	355,300	400,700	433,100	47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400
48	272,400	322,000	355,900	401,400	433,400	48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700
49	272,800	322,900	356,500	402,200	433,600	49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900
50	273,400	323,800	357,100	402,900	433,900	50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200
51	273,900	324,700	357,600	403,700	434,100	51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400
52	274,400	325,500	358,100	404,400	434,400	52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700
53	274,800	326,500	358,700	405,200	434,600	53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900
54	275,300	327,400	359,200	405,900	434,900	54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200
55	275,700	328,400	359,700	406,600	435,200	55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500
56	276,100	329,300	360,100	407,200	435,500	56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800
57	276,600	330,200	360,500	407,500	435,700	57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000
58	277,000	331,100	360,700	408,100	436,000	58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300
59	277,400	332,000	361,100	408,700	436,300	59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600
60	277,700	332,900	361,600	409,400	436,500	60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800
61	278,100	333,800	361,900	409,800	436,700	61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000
62	278,500	334,600	362,300	410,500	437,000	62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300
63	278,800	335,400	362,700	411,100	437,300	63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600
64	279,100	336,200	363,100	411,700	437,500	64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800
65	279,500	336,900	363,500	412,100	437,700	65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000
66	279,900	337,700	364,000	412,600		66	270,300	326,700	353,100	400,400	
67	280,200	338,400	364,400	413,200		67	270,600	327,500	353,500	401,000	
68	280,500	339,100	364,900	413,700		68	270,900	328,300	354,000	401,500	
69	280,900	339,600	365,100	414,100		69	271,300	328,900	354,200	401,900	
70	281,200	340,100	365,600	414,600		70	271,600	329,400	354,700	402,400	
71	281,500	340,600	366,000	415,100		71	271,900	329,900	355,100	402,900	
72	281,900	341,000	366,400	415,600		72	272,300	330,400	355,500	403,400	

改正後					改正前				
73	282,300	341,400	366,700	416,100	73	272,700	330,800	355,800	403,900
74	282,600	341,900	367,100	416,500	74	273,000	331,300	356,200	404,300
75	283,000	342,400	367,600	416,800	75	273,400	331,800	356,700	404,600
76	283,300	342,800	368,000	417,100	76	273,700	332,300	357,100	404,900
77	283,600	343,100	368,200	417,300	77	274,000	332,600	357,300	405,100
78	284,000	343,400	368,500	417,500	78	274,400	332,900	357,600	405,300
79	284,400	343,700	368,900	417,800	79	274,800	333,300	358,000	405,600
80	284,700	344,000	369,300	418,100	80	275,100	333,600	358,400	405,900
81	284,900	344,300	369,600	418,300	81	275,300	333,900	358,700	406,100
82	285,200	344,600	369,900	418,600	82	275,600	334,200	359,000	406,400
83	285,600	344,800	370,300	418,900	83	276,000	334,400	359,400	406,700
84	285,900	345,100	370,700	419,100	84	276,300	334,700	359,800	406,900
85	286,100	345,500	371,000	419,300	85	276,500	335,100	360,100	407,100
86	286,400	345,900	371,400		86	276,800	335,500	360,500	
87	286,800	346,200	371,800		87	277,200	335,800	360,900	
88	287,100	346,400	372,000		88	277,500	336,000	361,100	
89	287,400	346,900	372,300		89	277,800	336,500	361,400	
90	287,600	347,300	372,600		90	278,100	336,900	361,700	
91	287,900	347,500	372,900		91	278,400	337,100	362,000	
92	288,200	347,800	373,200		92	278,700	337,400	362,300	
93	288,500	348,200	373,500		93	279,000	337,800	362,600	
94	288,800	348,600	373,800		94	279,400	338,200	362,900	
95	289,200	348,900	374,100		95	279,800	338,500	363,200	
96	289,500	349,200	374,400		96	280,100	338,800	363,500	
97	289,700	349,400	374,700		97	280,300	339,000	363,800	
98	290,000	349,700	375,000		98	280,700	339,300	364,100	
99	290,300	350,000	375,300		99	281,000	339,600	364,400	
100	290,600	350,300	375,600		100	281,300	339,900	364,700	
101	290,900	350,700	375,900		101	281,600	340,300	365,000	
102	291,200	350,900	376,200		102	281,900	340,500	365,300	
103	291,500	351,200	376,500		103	282,200	340,800	365,600	
104	291,800	351,600	376,800		104	282,500	341,200	365,900	
105	292,000	352,000	377,100		105	282,700	341,600	366,200	
106	292,200	352,300	377,400		106	282,900	341,900	366,500	
107	292,500	352,600	377,700		107	283,200	342,200	366,800	
108	292,800	352,900	378,000		108	283,500	342,500	367,100	
109	293,100	353,200	378,300		109	283,800	342,800	367,400	
110	293,400	353,600	378,600		110	284,100	343,200	367,700	
111	293,700	353,900	378,900		111	284,400	343,500	368,000	
112	293,900	354,100	379,200		112	284,600	343,700	368,300	
113	294,200	354,300	379,500		113	284,900	343,900	368,600	
114	294,400	354,600	379,800		114	285,100	344,200	368,900	
115	294,700	354,800	380,100		115	285,400	344,400	369,200	
116	295,100	355,100	380,400		116	285,800	344,700	369,500	
117	295,400	355,300	380,700		117	286,100	344,900	369,800	

改正後				改正前			
118	295,700	381,000		118	286,400	370,100	
119	296,000	381,300		119	286,700	370,400	
120	296,300	381,600		120	287,000	370,700	
121	296,500	381,900		121	287,200	371,000	
122	296,700	382,200		122	287,400	371,300	
123	297,100	382,500		123	287,800	371,600	
124	297,400	382,800		124	288,100	371,900	
125	297,600	383,100		125	288,300	372,200	
126	297,900	383,400		126	288,600	372,500	
127	298,200	383,700		127	288,900	372,800	
128	298,600	384,000		128	289,300	373,100	
129	298,800	384,300		129	289,500	373,400	
130	299,200	384,600		130	289,900	373,700	
131	299,600	384,900		131	290,300	374,000	
132	299,900	385,200		132	290,600	374,300	
133	300,100	385,500		133	290,800	374,600	
134	300,400	385,800		134	291,100	374,900	
135	300,800	386,100		135	291,500	375,200	
136	301,100	386,400		136	291,800	375,500	
137	301,300	386,700		137	292,000	375,800	
138	301,600	387,000		138	292,300	376,100	
139	301,900	387,300		139	292,600	376,400	
140	302,200	387,600		140	292,900	376,700	
141	302,400	387,900		141	293,100	377,000	
142	302,600	388,200		142	293,300	377,300	
143	302,800	388,500		143	293,500	377,600	
144	303,000	388,800		144	293,700	377,900	
145	303,400	389,100		145	294,100	378,200	
146	303,600	389,400		146	294,300	378,500	
147	303,900	389,700		147	294,600	378,800	
148	304,200	390,000		148	294,900	379,100	
149	304,500	390,300		149	295,200	379,400	
150	304,700	390,600		150	295,400	379,700	
151	305,000	390,900		151	295,700	380,000	
152	305,200	391,200		152	295,900	380,300	
153	305,500	391,500		153	296,200	380,600	
154		391,800		154		380,900	
155		392,100		155		381,200	
156		392,400		156		381,500	
157		392,700		157		381,800	
158		393,000		158		382,100	
159		393,300		159		382,400	
160		393,600		160		382,700	
161		393,900		161		383,000	
162		394,200		162		383,300	

改　正　後

	163			394,500		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		233,900	276,700	292,500	330,100	359,500

備考　（略）

改　正　前

	163			383,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900

備考　（略）

（下呂市職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　下呂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当）	（期末手当）
第23条の４　（略）	第23条の４　（略）
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の７第２項において「特定管理職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75（行政職給料表（１）の適用を受ける職員でその職務の級が６級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第23条の７第２項において「特定管理職員」という。）にあっては、６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75）を乗じて得た額に、基準日以前６か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。
４・５　（略）	４・５　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第23条の７　（略）	第23条の７　（略）

改　正　後	改　正　前
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額	（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）、12月に支給する場合には100分の108.75（特定管理職員にあっては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額
（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額	（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）、12月に支給する場合には100分の53.75（特定管理職員にあっては、100分の63.75）を乗じて得た額の総額
３～５　（略）	３～５　（略）

（下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（給与条例の適用除外）
第９条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第23条の２第１項、第23条の４第２項及び第23条の７第２項第１号の適用については、給与条例第23条の２第１項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第７条第１項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の４第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第23条の７第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

別表（第７条関係）
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>419,000</td></tr><tr><td>2</td><td>470,000</td></tr><tr><td>3</td><td>525,000</td></tr><tr><td>4</td><td>593,000</td></tr><tr><td>5</td><td>677,000</td></tr></table></td><td>（給与条例の適用除外）
第９条　（略）
２　特定任期付職員に対する給与条例第23条の２第１項、第23条の４第２項及び第23条の７第２項第１号の適用については、給与条例第23条の２第１項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第７条第１項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の４第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第23条の７第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。

別表（第７条関係）
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000</td></tr></table></td></tr>
</table>

（下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第４条　下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（給与条例の適用除外） 第９条　（略）	（給与条例の適用除外） 第９条　（略）

改　正　後	改　正　前
2　特定任期付職員に対する給与条例第23条の２第１項、第23条の４第２項及び第23条の７第２項第１号の適用については、給与条例第23条の２第１項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第７条第１項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の４第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第23条の７第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。	2　特定任期付職員に対する給与条例第23条の２第１項、第23条の４第２項及び第23条の７第２項第１号の適用については、給与条例第23条の２第１項中「以下「管理職員」」とあるのは、「下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年下呂市条例第40号）第７条第１項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第23条の４第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第23条の７第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の下呂市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の下呂市職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【参考資料】

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱

１．改正理由

令和８年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、本市職員及び任期付職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

２．概要

（１） 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第１条）

① 令和８年人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて、初任給調整手当及び宿日直手当を見直します。

（第 13 条の３、第 23 条関係）

② 令和８年 12 月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

一般職員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	1.2625（1.0625）	1.0625（1.2625）	1.2625（1.0625）	1.0625（1.2625）
12 月期	1.2875（1.0875）	1.0875（1.2875）	1.2625（1.0625）	1.0625（1.2625）
計	2.550（2.150）	2.150（2.550）	2.525（2.125）	2.125（2.525）
	4.700（4.700）		4.650（4.650）	

※（ ）内は特定管理職員

（第 23 条の４、第 23 条の７関係）

③ 初任給を始め、各給料表を見直します。

（別表第１関係）

（２） 下呂市職員の給与に関する条例の一部改正（第２条）

① 令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

一般職員　　【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	1.275（1.075）	1.075（1.275）	1.2625（1.0625）	1.0625（1.2625）
12 月期	1.275（1.075）	1.075（1.275）	1.2875（1.0875）	1.0875（1.2875）
計	2.550（2.150）	2.150（2.550）	2.550（2.150）	2.150（2.550）
	4.700（4.700）		4.700（4.700）	

※（　）内は特定管理職員

（第 23 条の４、第 23 条の７関係）

（３）　下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第３条）

①　特定任期付職員の令和８年 12 月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.9625	0.8875	0.9625	0.8875
12 月期	0.9875	0.9125	0.9625	0.8875
計	1.950	1.800	1.925	1.775
	3.750		3.700	

（第９条関係）

②　特定任期付職員の給料月額を見直します。

（別表関係）

（４）　下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第４条）

①　特定任期付職員の令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.9750	0.9000	0.9625	0.8875
12 月期	0.9750	0.9000	0.9875	0.9125
計	1.950	1.800	1.950	1.800
	3.750		3.750	

（第９条関係）

（５）　この条例は、公布の日から施行します。ただし、第２条、第４条の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（附則第１項関係）

（６）　第１条の下呂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」といいます。）及び第３条の下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」といいます。）の規定は、令和８年４月１日から適用します。

（附則第２項関係）

（７）　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなします。

（附則第３項関係）

（８）　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

（附則第４項関係）

議第115号

下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

国の令和８年人事院勧告に準じて、職員の給与が改定されることに伴い、会計年度任用職員の給与の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第１条　下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年下呂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合には100分の73.75を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 表　（略） ２　（略）	（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、100分の71.25を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。 表　（略） ２　（略）
（勤勉手当） 第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （１）　（略） （２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又	（勤勉手当） 第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 （１）　（略） （２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又

改　正　後	改　正　前
は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
２　（略）	２　（略）

（下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第２条　下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。	（期末手当） 第７条　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。 （１）　（略） （２）　期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合には100分の73.75を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

改　正　後	改　正　前
表　（略）	表　（略）
2　（略）	2　（略）
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。	第７条の２　第１号会計年度任用職員（規則で定めるものを除く。）には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（２）　勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額。以下この号において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
2　（略）	2　（略）

（下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年下呂市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当）	（期末手当）
第16条　（略）	第16条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合に	3　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に100分の71.25を乗じて得た額とする。

改　正　後	改　正　前
は100分の73.75を乗じて得た額とする。	
（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
別表第１（第３条関係） 第２号会計年度任用職員給料表	別表第１（第３条関係） 第２号会計年度任用職員給料表

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額
	円	円
1	205,300	251,500
2	206,400	252,800
3	207,600	254,200
4	208,700	255,600
5	209,800	257,000
6	211,500	258,400
7	213,100	259,800
8	214,700	261,200
9	216,200	262,600
10	217,900	263,800
11	219,500	265,100
12	221,100	266,400

職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900

改正後			改正前		
13	222,600	267,600	13	213,100	258,100
14	224,300	268,800	14	214,800	259,300
15	226,000	270,100	15	216,500	260,500
16	227,700	271,300	16	218,200	261,700
17	228,900	272,400	17	219,400	262,800
18	230,500	273,500	18	221,000	263,900
19	232,100	274,600	19	222,600	265,000
20	233,600	275,700	20	224,100	266,100
21	235,100	276,600	21	225,600	267,000
22	236,700	277,600	22	227,200	268,000
23	238,300	278,600	23	228,800	269,000
24	239,900	279,600	24	230,400	270,000
25	241,500	280,600	25	232,000	271,000
26	243,200	281,500	26	233,700	271,900
27	244,500	282,300	27	235,000	272,700
28	245,800	283,200	28	236,300	273,600
29	247,100	284,000	29	237,600	274,400
30	248,200	284,800	30	238,700	275,200
31	249,300	285,700	31	239,800	276,000
32	250,400	286,400	32	240,900	276,700
33	251,500	287,200	33	242,000	277,400
34	252,400	288,000	34	242,900	278,200
35	253,300	288,800	35	243,800	279,000
36	254,300	289,400	36	244,800	279,600
37	255,300	290,100	37	245,800	280,300
38	256,200	290,900	38	246,700	281,100
39	257,100	291,600	39	247,600	281,800
40	257,900	292,300	40	248,400	282,500
41	258,700	293,000	41	249,200	283,200
42	259,300	293,800	42	249,900	283,900
43	259,900	294,500	43	250,500	284,600

改正後			改正前		
44	260,500	295,200	44	251,100	285,300
45	261,100	295,900	45	251,800	286,000
46	261,700	296,600	46	252,400	286,600
47	262,300	297,300	47	253,000	287,300
48	262,900	297,900	48	253,600	287,900
49	263,400	298,600	49	254,100	288,600
50	264,000	299,300	50	254,700	289,200
51	264,600	300,000	51	255,300	289,900
52	265,100	300,700	52	255,800	290,600
53	265,500	301,200	53	256,200	291,100
54	265,900	301,900	54	256,600	291,700
55	266,200	302,500	55	256,900	292,300
56	266,500	303,200	56	257,200	293,000
57	266,800	303,800	57	257,500	293,600
58	267,100	304,400	58	257,800	294,200
59	267,400	305,000	59	258,100	294,800
60	267,700	305,800	60	258,400	295,500
61	268,000	306,400	61	258,700	296,100
62	268,300	306,900	62	259,000	296,700
63	268,600	307,400	63	259,300	297,200
64	268,900	307,800	64	259,600	297,700
65	269,200	308,300	65	259,900	298,200
66	269,500	308,800	66	260,200	298,800
67	269,800	309,200	67	260,500	299,300
68	270,100	309,700	68	260,800	299,900
69	270,400	310,100	69	261,100	300,300
70	270,700	310,600	70	261,400	300,800
71	271,000	311,000	71	261,700	301,300
72	271,300	311,500	72	262,000	301,900
73	271,600	311,900	73	262,300	302,400
74	271,900	312,300	74	262,600	302,800

改正後			改正前		
75	272,200	312,600	75	262,900	303,100
76	272,500	312,900	76	263,200	303,400
77	272,800	313,100	77	263,500	303,600
78	273,100	313,400	78	263,800	303,900
79	273,400	313,600	79	264,100	304,100
80	273,700	313,900	80	264,400	304,400
81	274,000	314,100	81	264,700	304,600
82	274,300	314,300	82	265,000	304,800
83	274,600	314,600	83	265,300	305,100
84	274,900	314,800	84	265,600	305,300
85	275,200	315,100	85	265,900	305,600
86	275,500	315,300	86	266,200	305,800
87	275,800	315,600	87	266,500	306,100
88	276,100	315,900	88	266,800	306,400
89	276,400	316,200	89	267,100	306,700
90	276,700	316,500	90	267,400	307,000
91	277,000	316,800	91	267,700	307,300
92	277,300	317,100	92	268,000	307,600
93	277,600	317,300	93	268,300	307,800
94		317,500	94		308,000
95		317,800	95		308,300
96		318,200	96		308,700
97		318,400	97		308,900
98		318,700	98		309,200
99		319,000	99		309,500
100		319,400	100		309,900
101		319,600	101		310,100
102		319,900	102		310,400
103		320,200	103		310,700
104		320,500	104		311,000
105		320,700	105		311,200

改正後			改正前		
106		321,000	106		311,500
107		321,300	107		311,800
108		321,600	108		312,100
109		321,800	109		312,300
110		322,100	110		312,600
111		322,500	111		313,000
112		322,800	112		313,300
113		323,000	113		313,500
114		323,200	114		313,700
115		323,500	115		314,000
116		323,900	116		314,400
117		324,100	117		314,600
118		324,300	118		314,800
119		324,600	119		315,100
120		324,900	120		315,400
121		325,200	121		315,700
122		325,400	122		315,900
123		325,700	123		316,200
124		326,000	124		316,500
125		326,300	125		316,800

（下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当）	（期末手当）
第16条　（略）	第16条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に100分の72.5を乗じて得た額とする。	３　期末手当の額は、給与条例第23条の４で規定する期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の71.25、12月に支給する場合に

改　正　後	改　正　前
	は100分の73.75を乗じて得た額とする。
（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の52.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（勤勉手当） 第19条　（略） ２　（略） ３　勤勉手当の額は、給与条例第23条の７第３項で規定する勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び第４条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（次項において「改正後の第１号会計年度条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例（次項において「改正後の第２号会計年度条例」という。）の規定は、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例又は第３条の規定による改正前の下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定による給与の内払とみなす。

【参考資料】

下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

１．改正理由

国の令和８年人事院勧告に準じて、職員の給与が改定されることに伴い、会計年度任用職員の給与の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

２．概要

（１） 下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第１条）

① 令和８年 12 月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第１号会計年度任用職員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7125	0.5125	0.7125	0.5125
12 月期	0.7375	0.5375	0.7125	0.5125
計	1.450	1.050	1.425	1.025
	2.500		2.450	

（第７条、第７条の２関係）

（２） 下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第２条）

① 令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第１号会計年度任用職員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7250	0.5250	0.7125	0.5125
12 月期	0.7250	0.5250	0.7375	0.5375
計	1.450	1.050	1.450	1.050

	2.500	2.500

（第７条、第７条の２関係）

（３） 下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第３条）

① 令和８年 12 月期の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第２号会計年度任用職員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7125	0.5125	0.7125	0.5125
12 月期	0.7375	0.5375	0.7125	0.5125
計	1.450	1.050	1.425	1.025
	2.500		2.450	

（第 16 条、第 19 条関係）

② 第２号会計年度任用職員の給料表を見直します。

（別表第１関係）

（４） 下呂市第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正（第４条）

① 令和９年６月期以降の期末手当及び勤勉手当支給率を次表のとおり見直します。

第２号会計年度任用職員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後		改正前	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
６月期	0.7250	0.5250	0.7125	0.5125
12 月期	0.7250	0.5250	0.7375	0.5375
計	1.450	1.050	1.450	1.050
	2.500		2.500	

（第 16 条、第 19 条関係）

（５） この条例は、公布の日から施行します。ただし、第２条、第４条の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（附則第１項関係）

（６） 第１条の下呂市第１号会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「第１号会計年度条例」といいます。）及び第３条の下呂市第２号会計年度任用職員の給

与に関する条例（以下「第２号会計年度条例」といいます。）の規定は、令和８年４月１日から適用します。

（附則第２項関係）

（７） 改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定を適用する場合においては、改正前の第１号会計年度条例又は改正前の第２号会計年度条例の規定により支給された給与は、改正後の第１号会計年度条例又は改正後の第２号会計年度条例の規定による給与の内払とみなします。

（附則第３項関係）

議第116号

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

国の令和８年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額とする。

（下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

１．改正理由

国の令和８年人事院勧告に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率が改定されることに伴い、特別職の期末手当の支給に関しても必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものです。

２．概要

（１） 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第１条）

令和８年 12 月期の期末手当支給率を次表のとおり見直します。

常勤の特別職職員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
６月期	2.325	2.325
12 月期	2.375	2.325
計	4.700	4.650

（第５条関係）

（２） 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正（第２条）

令和９年６月期以降の期末手当支給率を次表のとおり見直します。

常勤の特別職職員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
６月期	2.350	2.325
12 月期	2.350	2.375
計	4.700	4.700

（第５条関係）

（３） この条例は、公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（附則関係）

議第117号

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

令和８年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

（下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第１条　下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

（下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第２条　下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年下呂市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期	（期末手当） 第５条　（略） ２　期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期

改　正　後	改　正　前
満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の235を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、６月に支給する場合には100分の232.5、12月に支給する場合には100分の237.5を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、下呂市職員の給与に関する条例（平成16年下呂市条例第48号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

【参考資料】

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

１．改正理由

令和８年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給率を改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

２．概要

（１） 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第１条）

令和８年 12 月期の期末手当支給率を次表のとおり見直します。

議会議員（年間＋0.05 月） 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
６月期	2.325	2.325
12 月期	2.375	2.325
計	4.700	4.650

（第５条関係）

（２） 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正（第２条）

令和９年６月期以降の期末手当支給率を次表のとおり見直します。

議会議員 【下線部分が改正箇所】

区分	改正後	改正前
	期末手当	期末手当
６月期に支給の場合	2.350	2.325
12 月期に支給の場合	2.350	2.375
計	4.700	4.700

（第５条関係）

（３） この条例は、公布の日から施行します。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行します。

（附則関係）

議第118号

下呂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和８年11月27日提出

下呂市長　　山　内　　登

提　案　理　由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第47号）の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の確認の基準となる運営に関する基準を定めるため、当該条例を制定するもの。

下呂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
　第１節　利用定員に関する基準（第３条）
　第２節　運営に関する基準（第４条―第 32 条）
第３章　雑則（第 33 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の３において準用する法第 46 条第２項の規定に基づき、法第 30 条の 20 第１項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業（以下「特定乳児等通園支援事業」という。）の運営の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　法第 54 条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子ども（以下「支給対象小学校就学前子ども」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市、法第 27 条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第１項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第 54 条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 16 に規定する乳児等支援給付認定子ども（以下「乳児等支援給付認定子ども」という。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第 19 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 12 条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第 54 条の３において準用する法第 54 条第１項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第 30 条の 15 第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受

けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 28 条の 24 各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第 30 条の 15 第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第 56 条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第 10 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第 27 条第１項に規定する特定教育・保育及び法第 29 条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第 11 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第 12 条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第 30 条の 20 第５項（法第 30 条の 21 第３項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第 30 条の 20 第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（１） 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（２） 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（３） 食事の提供に要する費用

（４） 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（５） 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第 13 条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第 14 条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 23 項に規定する乳児等通園支援事業（以下第 27 条において「乳児等通園支援事業」という。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第 15 条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第 16 条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第 17 条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知）

第 18 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

（運営規程）

第 19 条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下第 22 条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（１）　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　その提供する特定乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

（５）　第 12 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

（７）　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（10）　虐待の防止のための措置に関する事項

（11）　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第 20 条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子　ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第 26 条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第 27 条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第 59 条第 1 号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（以下次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育を行う事業者（以下次項において「地域型保育事業者」という。）若しくは乳児等通園支援を行う事業者（以下次項において「乳児等通園支援事業者」という。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第 28 条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第 30 条の 13 において準用する法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5　特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第 29 条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 30 条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

（３）　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第 31 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第 32 条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）　第 14 条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

（２）　第 11 条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

（３）　第 18 条の規定による市への通知に係る記録

（４）　第 28 条第２項に規定する苦情の内容等の記録

（５）　第 30 条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下この条において「書面等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下この条において「電磁的記録」という。）により行うことができる。

2　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下この条において「電磁情報処理組織」という。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（１）　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２）　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（2） ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から第５項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例要綱

１．制定理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）の施行に伴い、特定乳児等通園支援事業の確認の基準となる運営に関する基準を定めるため、当該条例を制定するものです。

２．概要

（１） この条例の趣旨及び特定乳児等通園支援事業者が目指すべき良質かつ適切な支援の提供、利用子どもの意思及び人格の尊重、地域及び他機関等との密接な連携、人権擁護・虐待防止の体制整備等の一般原則について規定します。

（第１条、第２条関係）

（２） 特定乳児等通園支援事業者が定めるべき１時間当たり及び１月当たりの利用定員に関する基準について規定します。

（第３条関係）

（３） 利用申込みを受けた際の保護者との面談、重要事項の説明及び同意取得、正当な理由のない提供拒否の禁止、並びに市が行うあっせん及び要請に対する協力について規定します。

（第４条～第６条関係）

（４） 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、給付認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、及び特定教育・保育施設等との連携について規定します。

（第７条～第 10 条関係）

（５） 特定乳児等通園支援の提供の記録、法定代理受領を行わない場合の利用料受領、質の向上等に係る差額代価や日用品等の費用の徴収及び領収証の交付、並びに給付費の額に係る通知及び証明書の交付について規定します。

（第 11 条～第 13 条関係）

（６） 保育所保育指針に準じた適切な支援の取扱方針、支援の質の評価及び改善、並びに定期的な外部評価の受審及び結果公表の努力義務について規定します。

（第 14 条、第 15 条関係）

（７） 子ども及び保護者からの相談及び援助、体調急変時等の緊急時における保護者や医療機関への連絡等の対応、並びに保護者の不正行為に係る市への通知について規定します。

（第 16 条～第 18 条関係）

（８） 事業の運営規程の整備、職員の勤務体制の確保及び資質向上のための研修機会の確保、利用定員の遵守、並びに運営規程概要等の見やすい場所への掲示及びウェブサイト等での公表（自動公衆送信）について規定します。

（第 19 条～第 22 条関係）

（９） 国籍、信条、社会的身分等による差別的取扱の禁止、虐待等の禁止、職員及び管理者の秘密保持義務、事業選択に資する情報提供及び過大広告の禁止、並びに紹介の対償としての利益供与等の禁止について規定します。

（第 23 条～第 27 条関係）

(10) 苦情解決体制の整備、地域との連携等、事故発生時の対応・連絡及び速やかな損害賠償、会計の区分、並びに諸記録の整備及び５年間の保存について規定します。

（第 28 条～第 32 条関係）

(11) 書面等による記録、作成、保存、交付、同意等に代えて、電磁的記録又は電磁的方法により行うことができることとします。

（第 33 条関係）

(12) この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）